

診察室での配慮や工夫

症状の確認

自分の気持ちや症状をうまく説明できない人に対しては、痛さや苦しみの程度を段階で聞くなどの工夫をすると、表現しやすい場合があります。

「一番つらい(痛い)のを5としたら、今日はどの程度ですか?」

「(体の絵を見せながら)どこが痛いか、指さして教えてください」

その他

ADHDの人の場合は、診察に不要なものをできるだけ片づけておくなど、気が散らないよう工夫します。

診察時の注意!

- 痛覚過敏な人もいますが、鈍感な人も比較的多く見られます。虫垂炎が起こっていたり骨折していたりしても、あまり痛がらない人がいますので、そのことを考慮して診察にあたる必要があります。前もって、本人や家族などに痛みの感覚の特性を聞いていただくといいかもしれません。
- 食事内容へのこだわり、味や色、食感などが原因で、食事内容が偏る人がいます。食事指導を行う際には、配慮してください。

診察後の処置や投薬の説明

診察後の流れや処方する薬などについて、具体的に分かりやすく説明します。注意事項については、紙に書いて渡すという方法も有効です。

「今から〇〇と××をして、最後にまたこの部屋で結果を説明します」

処置室やレントゲン室などでの配慮や工夫

手順の説明

何をどのようにすればいいのかなど、文字や写真、絵カードなどを使って、処置や検査などの手順を説明します。特に、痛みや我慢を伴う処置などの場合は、“終わり”が分かるように説明しておくこと、安心して取り組みます。

「10秒で終わりますので、動かないでください」

「(手順を見せながら)体の向きを変えて、2回撮ります」

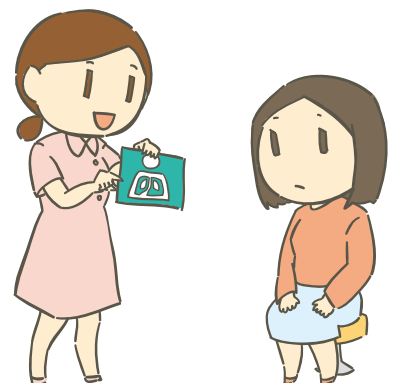
その他

聴覚過敏がある人には、機械音などについて予告しておきます。

事前に受診の相談があった場合は…

発達障がいのある人が安心して受診できるよう、以下のような点などにご配慮ください。

- 初めての場所や初めての人に会う場合は、事前に具体的な情報を得おくことで、安心して受診することができます。診察室や検査室の写真やイラストなどを使って、事前に中の様子がわかるような工夫をしてください。
- 病気のこと以外に、発達障がいに関連することで、受診の際に困っていることや、不安に思っていることなどについて、できるだけ確認してください。
- スムーズな受診のために、本人・家族から希望があった場合は、可能な範囲で対応をお願いします。



障害者差別解消法の施行について

「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行されます。

この法律で示す障がいの中には、当然、自閉症などの発達障がいが含まれています。

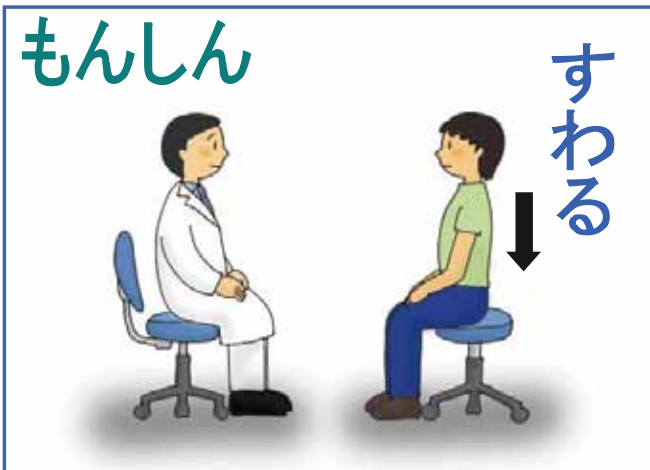
この法律の一番のポイントは、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」に加え「合理的配慮の不提供」が禁止されることです。(民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務)

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
行政機関	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことが求められます。

絵カードなどの視覚的提示の例

絵カード例



大阪府作成
「医療サポート絵カード」より

コミュニケーションボード例

コミュニケーションボード

もっていますか？

はい	いいえ	わかりません

どこがいたいのか？

どれくらいいたいのか？

0	1	2	3	4	5
痛みがまったくない	わずかに痛みがある	軽度の痛みがあり、少しつらい	中等度の痛みがあり、つらい	かなりの痛みがあり、とてもつらい	強い痛みがあり、とても耐えられない

プロテクション・アンド・アドボカシー・大阪発行
「医療機関で働くみなさまへ 知的な障がいのある人を理解してください!」より